

豊田市美術館ロケーション撮影取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市美術館（以下「美術館」という。）におけるロケーション撮影が、適正かつ円滑に行われるために必要な事項を定める。

(撮影種別、場所、日時)

第2条 対象となる撮影種別等は別表1のとおりとする。ただし、申請内容により、美術文化の振興や美術館のパブリック・リレーションズに資すると認められ、かつ施設管理上支障がないと判断されるときは、この限りではない。

(申請手続)

第3条 美術館においてロケーション撮影の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を、撮影予定日の3週間前までに豊田市美術館施設管理者（以下「施設管理者」）へ提出しなければならない。

- (1) 豊田市美術館ロケーション撮影許可申請書（様式第1号）
- (2) 豊田市美術館 撮影に関する確認書（様式第2号）
- (3) 撮影に係る企画書等の資料類

(撮影許可)

第4条 施設管理者は申請書を受領後、5日以内に撮影の可否等について申請者へ通知する。

(撮影の条件)

第5条 撮影の許可に当たっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 許可を受けた内容（撮影目的、日時、場所、人数等）の範囲内で行うとともに、美術館職員の指示に従うこと。
- (2) 撮影場所については、必要に応じて事前に養生し、撮影後は原状回復すること。万が一、撮影者の過失において、美術品や施設等に傷や破損、変色、付着等が認められたときは、美術館職員の指示により、撮影者の責任と負担で原状回復すること。
- (3) 作品から離れた場所で撮影し、作品には触れないこと。
- (4) 撮影に要する資機材や電源（バッテリー等）は撮影者が用意すること。
- (5) 来館者の迷惑（鑑賞や通行の妨げ等）にならないよう注意すること。
- (6) 定められた場所以外で飲食を行わないこと。

- (7) 美術館の敷地内で喫煙を行わないこと。
- (8) 撮影者が持ち込んだもの（ごみ等を含む。）はすべて持ち帰ること。
- (9) 撮影に関して著作権等の法令上の問題が生じた場合は、すべて撮影者が責任を負い、処理すること。
- (10) 成果物には、クレジットとして「撮影協力：豊田市美術館」と明記すること。
- (11) 公開前に、成果物（現物又はデータ）を豊田市美術館へ寄贈すること。
- (12) 突発的な事件、事故、緊急事態等が発生した場合は、直ちに美術館職員へ連絡し、職員の指示に従うこと。

（撮影の不許可）

第6条 施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、撮影を制限し、又は許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 豊田市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）第7条に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (3) 美術館の運営に支障を来すおそれがあると認めるとき。
- (4) 美術館の美術品や設備等に悪影響を及ぼすと認めるとき。
- (5) 撮影者及びその関係者が、本要綱又は美術館職員の指示に反する行為を行うおそれがあると認めるとき。
- (6) その他施設管理上支障があると認めるとき。

（撮影の中止）

第7条 施設管理者は、撮影者が第5条に定められた事項に違反又は第6条に定められた事項に該当していることが判明した場合は、撮影許可の取消又は撮影の中止を命じることができる。

（損害賠償）

第8条 撮影者は、本要綱を履行しない、又は違反する行為により美術館に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日より施行する。

別表 1

豊田市美術館撮影種別等（令和3年9月1日現在）

撮影種別	撮影場所	撮影日・時間
<p>1 スチール撮影</p> <p>雑誌、新聞、Web掲載用画像 商品カタログ、商品広告等</p>	<p>屋外 庭園、彫刻テラス等</p>	<p>休館日（月曜日、展示替え 休館期間中の平日） 午前9時30分～午後6時</p> <p>※機材等の搬出入時間含む。</p>
<p>2 映像／ムービー撮影</p> <p>ドラマ、CM、映画、ミュージック ビデオ等</p>		<p>3 記念撮影等</p> <p>ウエディングフォト、成人式、卒 業記念、集団撮影等の動画、静止 画</p> <p>※長時間にわたる撮影 ※特別な衣装等を着用した撮影 ※集団撮影など</p>